

## 海田町水道施設運転管理等業務委託公募型プロポーザル方式優先交渉権者選定基準

この基準は、海田町水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、本水道事業における水道施設運転管理等業務委託の優先交渉権者を選定することに伴い、参加事業者から提出された提案書等を、水道施設運転管理等業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）が厳正かつ適正に評価するための基準を示すものである。

### 1 評価基準項目及び配点

| 区 分              | 評 価 項 目           | 配点  |
|------------------|-------------------|-----|
| Ⅰ 事業運営に関する項目     | ①会社概要及び財務状況       | 10  |
|                  | ②人員配置計画           |     |
|                  | ③業務遂行体制の考え方       | 20  |
|                  | ④業務従事者への教育        |     |
|                  | ⑤労働安全衛生管理         |     |
|                  | ⑥パートナーシップ         |     |
| Ⅱ 運転管理業務に関する項目   | ①運転管理業務の考え方       | 40  |
|                  | ②運転管理方法           |     |
|                  | ③異常時の対応           |     |
| Ⅲ 保安全管理業務に関する項目  | ①保安全管理業務全般に関する考え方 | 20  |
| Ⅳ 危機管理に関する項目     | ①災害発生時の基本的計画      | 40  |
|                  | ②社内等の協力体制         |     |
| Ⅴ 自主的な取り組みに関する項目 | ①施設データの運用及び管理     | 40  |
|                  | ②独創性              |     |
|                  | ③企業としての地域貢献       |     |
| Ⅵ 提案価格に関する項目     | ①提案価格に関する評価       | 30  |
| 合 計              |                   | 200 |

### 2 業務評価の方法

海田町水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書（以下「実施説明書」という。）に基づき、別に定めるプロポーザル方式採点表（以下「採点表」という。）に、委員会の委員（以下「委員」という。）が参加事業者のプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）での内容を総合的に判断し、採点するものとする。

- (1) 採点表は、プレゼン等が開始される前に委員に配布し、採点する。
- (2) 業務評価点は、170点満点とする。
- (3) 参加事業者の業務評価点は、評価項目ごとに委員の評価点数を合計し、委員数で除した平均点（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入）を点数とし、その和をもってする。

### 3 価格評価の方法

価格評価の方法は、実施説明書に基づき提出された提案見積書に記載されている見積額を、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 委員が行う業務評価の採点表を回収した後に、委員会の会議において開封し、評価する。
- (2) 価格評価点は 30 点満点とし、提案見積価格を次に掲げる式により算出した数値（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第 2 位を四捨五入）を点数とする。

$$\text{※提案見積価格の配点} = \text{最低提案見積価格} / \text{当該参加事業者の提案見積価格} \times \text{配点数}$$

- (3) 実施説明書に定める提案限度額を超えた提案価格を提示した参加事業者は、表価を中止し、その時点で無効とする。

### 4 優先交渉権者の選定

委員会は、前 2 項の方法により算定して得た点数の合計を評価総合点とし、最も高い評価総合点を得た参加事業者を優先交渉権者として選定する。

ただし、複数の参加事業者の評価総合点が同点となった場合は、次に掲げる方法により順位を決定する。

- (1) 得点が同じ場合は、委員会の合議により、優先交渉権者を選定する。
- (2) 前号の規定は、次順位以下の次点交渉権者の選定においても準用する。

### 5 優先交渉権者を選定しない場合

前項の規定により、最も高い評価総合点を得た参加事業者であっても、評価総合点が 120 点（60%）に満たない場合は、優先交渉権者を選定しないものとする。

### 6 その他

審査内容及び審査方法に疑義が生じた場合は、委員会においてその内容等の審議を図り、合議の上、決定するものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 7 年 9 月 8 日から実施する。

（基準の廃止）

- 2 この基準は、優先交渉権者が決定した時点をもって廃止するものとする。